

令和5年度第4回田辺市男女共同参画懇話会会議録

開催日時 令和6年3月21日（木）午前10時～12時

開催場所 田辺市民総合センター 4階交流ホール

出席委員 熊代委員、井濶委員、宍塚委員、高橋委員、井溪委員、嶋本委員、阿田木委員、松上委員、新谷委員、金川委員、須本委員、高垣委員、松下委員、栗栖委員

欠席委員 山本委員、坪井委員、北川委員、濱野委員

受託業者 株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所 谷内田さん

出席職員 山崎企画部長、平谷室長、伊達主任

傍聴者 0名

議 事

議題

- (1) パブリックコメント（意見募集）に寄せられた意見の回答案について
- (2) 第3次田辺市男女共同参画プラン【最終案】について
 - ・(参考資料)「和歌山県パートナーシップ宣誓制度」（令和6年2月1日施行）
 - ・パブリックコメント案→最終案 主な変更点
- (3) 令和5年度田辺市男女共同参画センターの事業報告・令和6年度田辺市男女共同参画センターの事業計画について
- (4) 意見交換
 - 皆様からの議題による意見交換
- (5) その他

主な意見

議題1：パブリックコメント（意見募集）に寄せられた意見の回答案について

（資料により事務局から説明）

A委員・・・おはようございます。去年はちょっと私事で何回か欠席させていただい

ておりました失礼しました。今ご説明の中で一つ私の方に入ってきた資料を参考に、これはあくまでも意見というよりも、参考として取り扱っていただければ結構なんですけど、県の方ですね、りいぶるという組織があるわけなんですけど、そこは和歌山県男女共同参画センターってなっておるんですね。私の手元に毎月来るんですけども、その関係各位という挨拶文の中に、まずは和歌山県男女共同参画センター所長というふうな名前で、最後に当センターは令和6年4月からですね、ジェンダー平等推進センターに名称が変わりますとなっております。これはあくまでも参考としてお聞きいただければ結構かと思えます。県の方向としてはそんな方向も持たれておるようです。以上です。

会長・・・はい、ありがとうございます。県の機構改革と言いますか、それで名前が変わるんですね。

A委員・・・組織としての名称は変わってないですけども、このセンターの方の名称がジェンダー平等推進というふうに変ったように通知が入っておりました。

会長・・・はい、ありがとうございます。ご意見として市の方はこれについては。

部長・・・今のA委員の県の機構改革についてですが、和歌山県の方はやはり今の知事の方針によるところもあると思うんですけども、パートナーシップ宣誓制度をスタートさせて、機構も名称もそういうふうに変えるということを決定しております。ただ、現状の田辺市においては今のところ男女共同参画推進室という機構を変更する予定もありませんし、今ある男女共同参画センターという、センターの名前もソフト事業としてやっている部分については男女共同参画推進室ともに、新庁舎に行ってセンター事業をやるという予定にしております。それぞれの組織の名称をどうするかというのは、和歌山県は和歌山県、田辺市は田辺市として当然考えていくべきところではあると思うんですけども、現状ここまでの我々の議論というのは、やはりこの法律に基づく計画を策定する、またそれに基づく室をつくって、各種事業取り組んでいくというところで今まで来ておりますので、あくまで県は県のお考えの中で進めていくと思うんですけども、その中でもやはり男女共同参画の事業というのは、これまで通り大きなウエイトを占めると思っておりますので、今後ともそうした事業の中身を勘案しながら、しっかり県と連携しながら田辺市としての取組を進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

会長・・・今ちょっと大きく流れが変わろうとしてるかもしれないので、今後どうなるかわかりませんが、今のところは田辺市としてはそのままということで、いか

せていただくということですね、よろしいでしょうか？他にご意見ありますか。

議題2：第3次田辺市男女共同参画プラン【最終案】について

事務局・・・それでは資料のNo.2プランの冊子ホッチキス止めの35ページ、カラーの小さなリーフレット、和歌山県パートナーシップ宣誓制度のリーフレットと合わせてご用意いただけたらと思います。まず、リーフレットの方の概要をご説明させていただきます。表紙をご覧ください。和歌山県パートナーシップ宣誓制度が2月1日にスタートされました。この概要は、一方または双方が性的少数者であるお2人が互いを人生のパートナーとし日常生活において相互に協力し合うことを約束するパートナーシップ宣誓を行い、和歌山県が宣誓したことを証明するパートナーシップ宣誓書受領証を交付する制度となっております。開いていただきまして、中の方です。受領証の活用方法としては、宣誓書受領証の交付を受けられた方は、県営住宅への世帯としての入居申し込みなど県が提供する行政サービス事業においてご活用いただけることになっております。

また、県は、県内自治体や民間事業者との連携協力により、活用可能なサービスの拡大に取り組んでいますということで、下のイラストを見ていただきますと、県が行政、市町村、民間事業者と啓発周知を行いながら連携して行くということになっております。

右側は手続きの流れと、一番裏には多様な性のあり方を知ろうということで、知識を持っていただきたいことが載っております。以上がパートナーシップ宣誓制度の概要になります。これを踏まえて、2月1日からということで今までのプランには、盛り込めなかったんですけれども、35ページNo.19取組内容に、④として追加させていただいたのが、和歌山県パートナーシップ宣誓制度の周知ということになっております。男女共同参画推進室が中心となって庁内でできる行政サービスはないか、現在のところ保育所の入所申込や送迎についての利用ということと、市営住宅の入居についても準備を進めていっているというところから、ここの④に追加させていただくことについてご意見をお伺いできたらと思います。

会長・・・ただいま第3次田辺市男女共同参画プラン最終案について事務局から説明がありましたけれど、パブコメに出す前のところからは、この35ページのNo.19の④を追加させてもらうということですが、これについてご意見ありましたらお願いいたします。

よろしいですか。ないようでしたらそしたらこれを④に追加させていただいて最終案ということで。

事務局・・・そうしましたら後の変更点としましては、全体的な語句の統一感とか、

担当課の精査をしているとか、そういったところで主なところはここになります。これで進めさせていただいて、さきほどのパブリックコメントの1件とこの結果をホームページに公表させていただくことになっていきます。どうぞよろしくお願いします。

議題3：令和5年度田辺市男女共同参画センターの事業報告・令和6年度田辺市男女共同参画センターの事業計画について

(資料により事務局から説明)

B委員・・・今年度も着実に事業の方を進めていただいているなというふうに思います。1件、女子野球タウン事業講演会、スポーツ振興課との共催ということで、参加者数もかなり得られて、もしかすると野球をしている子たちが来ていたということなので、今までの男女共同参画の企画で来られている方と少し層が違う方も来られていたのかなという感じがします。なのでこういった機会をとらまえて、またせっかくこういう形で関わりを持っていただいた参加者さんなんで継続的にこんなイベントありますよみたいな形で周知の機会を持っていただけるといいかなというふうに思います。そんな感じで割と他の課と共催でこうやってみると新たな講演会層というか視聴者層というか、そういうものが得られるのかなというちょっと学びになりましたので、大変内容的にも興味深いかなというふうに思っています。以上感想と意見です。

会長・・・ありがとうございます。今までにない参加者人数で、こういうのもまた違った視点でいいかと思えます。他に何かご意見ございますでしょうか。来年度ももっとこんなにしてほしいとか、よろしいですか。

議題4：意見交換

特になし。

議題5：その他

C委員・・・全般的な感想としまして今年度すごくプランにずっと時間をかけていった中で、もちろんアンケートからワークショップからそれから小委員会までということのすごく充実した懇話会委員の中で意見が出てきたのではないかなと思っています。

今回部長が入ってくれたということもあって、なんかすごく今後のこのプランが画期的に変わったなっていう感じを受けています。このやり方というか今までの点数でABCだけの評価だけではなくて、もうすごくそれを作ることだけにすごく他の課も時間かかっていた部分というのを省略してピックアップして、今後は意見交換というようなことで進めていけるということなんですごく新たなプランになったなという実感をしております。

今後の計画にしましても、それをやっていくということが一番の大事なことで、進捗していくにあたって一つ提案したいと思うんです。プランというのは行政の方針ということで、行政の各課の方針になっているんですけども、これが市民向けにどんなふうに浸透させていくのかというときに、一つ私ずっと言い続けてることなんですけども、条例を作るということは大事なことなんじゃないかなと思っております。市民がつくる市民による市民のための条例というのを作れないかなというのは、推進員の中でもちょっと話し合いしたりしている中で、皆さんここへ参加できなかった推進員の人たちの声としては、すごく前向きにそういうことをやっていきたいって、もっとわかりやすい形で市民の声を反映していけるような、そんな条例作りというのはできないかなって、そんなんやってみないかなというような声を推進員の中でもお話ししてきました。

それでこの条例というものの自体どんなふうにするのかというのを、私自身は今までは行政というか市が作る条例か、または議員発言による条例か2種類しかないというふうに思っていたんです。ですから、私自身が議員だったときに、議員発議で作りたいという思いもありまして同僚議員に呼びかけたりしたこともあるんですが、なかなか思想的に全く違うというか対立するような人もおられました。なかなかこれというのは、議員のこのそれぞれのなんていうかな、主張の強い人たちをまとめるということの大変さというのをそのときにつくづく思ったんですけどもそれは叶うことはありませんでした。ですから、何回も一般質問をして、市の方になぜ作ってもらえないのかという話をずっと何回もしてきたわけですけども、答えとしては市民の機運が盛り上がってないからとか、そういうようなちょっと決定的に納得のいくような答えはもらえなかったという印象があったんです。そしたら市民の機運を盛り上げていくにはどうしたらいいかなということで、そのとき平成26年ですが、田辺市に男女共同参画条例をつくる会というのを発足しまして、そしてアンケート調査、小規模ですがそれを使ってミニ集会をしたりとか、署名活動をして市長への要望を提出したりというようなことをしましたが、それも叶うことはなかったんです。

そういうことで議員を辞めた後、この懇話会に一般公募のところに入れてもらったり、また推進員になったりして、やっぱり市民とともに作る条例というのは何とかできないかという思いのもとに現在もその思いは強くなるばかりなんですけども、そういう中でこの推進員の勉強会の中で、今配布していただきました田辺市人権尊重のまちづくり条例というのが、令和3年の3月に制定されました。

条例が制定された経過ということについて、勉強会で人権推進課の方から説明を受けた資料の一部です。その経過を聞きましたら、条例作りにこういう方法があったのかというのを知りまして、それこそ目からウロコだったんですけども、それならこの懇話会の方からの提案で皆さんの賛同を得て、こういう経過で同じように男女共同参画推進条例のような名前は先ほどAさんも言われましたように、男女共同参画を残していくのかというのは今後のあれもあるんですけども、条例作りというのをこの懇話会から始業

してまた小委員会であるとか一般の方も入れた形の新しい委員会を作るのかということはあると思いますが、何にしても、市民による市民のための条例というのを作っていくということは、すごく民主的で、県下では遅くなっているこの条例の策定に対しても、遅かっただけに価値のある条例作りになったというようなことが言えることにもなるのではないかなというふうに考えておりますので、来年度に向けてすぐ今日どうこうというのはもちろん難しいことかと思いますが、来年度に向けてそういうことを御検討していただけないかと提案したいと思います。

会長・・・はい、ありがとうございます。C委員さんから前からいろいろご意見いただいているんですけども、条例について、懇話会の方から中心になって作っていかないかというご意見でしたけれども、みなさんいかがでしょうか？賛成意見、反対意見どちらでもいただけたらと思います。

B委員・・・一応参考ということで少しお話をさせていただきます。私海南の方の男女共同参画の推進の委員会の方にも携わっております。ちょうど海南の方でも今年度になりますけど作ろうというふうに言ったのは昨年度の頃なんですけれども、一応事務局提案というか懇話会でもそういう委員会でも条例の話も出てるし、県のりいぶるの方もいらっしゃって、和歌山県下はなかなか条例進んでないんですけど大阪はほぼ全て作られているというお話を伺って、一応推進委員会の中で同じような形で、条例を制定するという作業をしています。懇話会本体だったか推進課本体だったか小委員会作ったかちょっと忘れたんですけども、何回か事務局の方からたたきを出してもらって、それに対して検討するという形で揉んでいってますので、そういったことは不可能ではないというふうに私は思います。個人的な感想を申し上げますと、法律で男女共同参画基本法があって、今回の計画プランというのはそれを反映したものなんですけど、計画というのは自治体で作っていくものなので、骨としての条例があるというのはその筋であろうというふうに私は思っています。その意味では市民の側で、この田辺市に合ったしっかりした条例というのを制定していくというのは一定の意義はあるというふうに私は考えています。一応そういう形で意見を述べさせていただきます。

会長・・・今日のご提案ですので、とりあえず市の姿勢としては、どういうふうなものなのかお伺いしたいと思います。

部長・・・C委員さんの方から人権尊重のまちづくり条例の経過ということで出されました。また、これについては人権推進課が担当しておりますので、そのときの詳しい経過でありますとか、その懇話会の中でどういうふうな話し合いがなされたのかというのをしっかり聞いていただけたらというふうに思います。私が企画部長になる前の話で

引き継ぎの中で聞いてるところの範囲で言うと、4ページをちょっと御覧いただけますでしょうか。実は4ページにプランの位置づけということで、上の方に国の男女共同参画基本計画でありますとかいろんな計画があるとか、県の計画もあるという中で、市の第3次のプランがある。その横に、実は田辺市総合計画基本理念が一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくりという中に、田辺市人権尊重のまちづくり条例というのがあってそれに基づく基本方針田辺市人権施策基本方針というのがぶら下がっています。その中に実は19の人権課題全てを取り組んでいくということが田辺市が人権行政、人権施策を推進してきた基本的な組み立てになります。

そこで、実はまだ詳しい話は人権推進課が来たときの議論になるんですけども、実は個別条例にするか包括条例にするかという議論があったというふうに聞いております。つまり子供の人権も必要だ。障害者の人権も必要だ。そしたら、それぞれ全て一つずつの条例を作るのかどうかということをしっかり議論したというふうな報告を聞いておりますのでそのあたりの議論の経過をしっかり聞いていただければというふうに思っております。それが今後の議論の参考にしていただきたいところ一点、それともう一つは行政担当者ですから、そうしたら条例の中身をどう考えるのかということも併せて考えないといけないというところがあります。

たまたま手元にあるのは和歌山市の男女共同参画条例というのがあって、組み立てでいうと一つ目は目的、これはもうどこの条例にも目的があります。その次は定義ということで、男女共同参画とはなんぞやとか市民とはなんぞやとか、事業者とはなんぞやという定義がなされています。第3条が基本理念ということで、多分これは男女共同参画社会基本法から持ってきた基本理念をほぼそのまま書いているんだと思います。ここは条例に入れるかどうかというのは議論の分かれるところで、その次の第4条は市の役割、市民の役割、事業者の役割という項目になっています。それぞれ市行政はこういうことをしなきゃいけないですよ、市民の人はこういうふうやってほしいですよというスタンスを明確にしています。この3点については実は人権尊重のまちづくり条例にも項目があって、ここは男女共同参画に特化してなくて全ての人権課題について行政はこういうスタンスです。市民の人にはやはりこういうスタンスで努めてほしいという組み立てになっています。その後は何かあるかということ、性別を理由とする人権侵害の禁止という項目があります。このあたりが結局条例で禁止までうたうのかどうか、その市町村が禁止するということまで踏み込むのかどうか、禁止というのはかなり条例として縛りにいくという話なのでそのあたりを入れるかどうかであるとか、公衆に表示する情報に対する留意ということで実はここに書いてあるのは性別による固定的な役割分担および男女における暴力行為を助長するような表現を行わないというのはこれはもう、別に男女に限らずどこの人権課題についても当たり前にはやらないといけない話なので、そういう話もどこまで入れるのかというところがあります。

次が和歌山市は市民の理解を深めるための措置ということで、ここは市の条例にも教

育啓発をやりましょうという項目があります。次が第 10 条として仕事と生活の調和の推進ということがあります。そこも市は必要な支援を行うというふうに書かれているのですが、これはそもそもその上位法で、女性活躍推進法の中でも位置づけられているところなので、これをあえて条例に取り込んでいくのかどうかというポイントがあります。次が施策に対する意見の申し出ということで、実は田辺市もそういう人権施策の相談をやりましょうってあるのですが、実はこの男女共同参画の施策に関しては、和歌山市のように条例にうたわなくてもこの懇話会に実はその役割が条例上位置づけられておりますので、これも特別男女の条例でうたわなくてもいいという部分になります。次が行動計画ということで、和歌山市は男女共同参画基本法に規定する市町村男女共同参画計画を策定しましょうって書いてるんですけど、これももう別に条例にうたわなくても法律上やるというふうになってますから、それも特に必要がないと。第 14 条が年次報告ということで、毎年男女共同参画の施策の推進に関する実施状況について公表するものとするとなっているんですけど、これも懇話会で報告をさせていただいて、既に田辺市としては懇話会の中身ということでホームページに公開をしております。実はこの 14 条が和歌山市の男女共同参画条例の中身になります。これらを踏まえる中で田辺市の条例で既にもうフォローできているところ、あとは、プランとしてフォローしているところ、あとはどういう項目を盛り込むのかというところが今後議論をしていくポイントになってこようかと思います。繰り返しになりますが、まずはしっかりしかるべき時期に人権推進課の担当の方に来ていただいて、この人権尊重のまちづくり条例の経緯であるとか、どういう思いで作ったこととか、実は田辺市の人権尊重のまちづくり条例というのは、前文、いわゆる第 1 条の前の前文が非常に長い条例です。特にその市民の懇話会で作った中で、その懇話会の思いというものをその前文に入れている、やはり行政が提案した条例ではなくて、市民の議論の中で積み上がってきた条例ということなので、またリーフレットが必要であれば、男女共同参画推進室が取り寄せてお配りをさせていただきますし、ホームページとかでもあるんですけども、しっかりその中には女性、子供、高齢者、障害、外国人等含めて、この条例の理念の中に入っているというすごく長い前文が入っておりますので、そういったことも含めて独立した条例がいるのかとか、また今後、この懇話会で提案なので、その議論をするとかというのをやったらいいと思うんですが、やはり市の機関の一つでもありますので、全体を考えたときに、どうあるべきかというところの議論は今後、今日 C 委員さんもあくまで議論をしましょうというご提案ですので、そういういろんなことも踏まえながら、大阪府や今の県下の状況も踏まえて、ただ県内という田辺市は個別条例を持たずに包括条例でいっているというのは、田辺市の独特なところなので、そういうところも含めてまた次回以降ご議論いただけたらなと思います。しっかり人権推進課が来て、まずは説明を聞いていただくところから始めていただければというふうに思います。ありがとうございます。

会長・・・そうですね。来年度学習から進めましょうということで、知識としてみんなが同じ知識を持っているということが議論の最初になると思います。そういう方向でいいかなと思います。何かご意見ございますでしょうか？よろしいですか。

そしたら、ほかに事務局からありますか。

事務局・・・今年度は4回皆さんどうもありがとうございました。小委員会の方もまた追加でということでありありがとうございました。それで例年は2回させていただいてるんですけども、来年度の1回目に先ほどのC委員さんからもあった交流会というか庁内の部署に来てもらって、皆さんからの意見と質疑応答とかできたらと思ってるのが、プラン後の新しい懇話会の方向性です。今お話いただいた人権推進課でもいいですし、よくお話が出てくる学校教育課とか子育て推進課とか、もし今三つほどご提案いただいたら、調整つくようにもできたらと思います。今日のこの会議で三つほど出していただいてもいいですし、どうでしょうか？

会長・・・皆さんいろいろお調べになって、この部、課から説明していただきたいとかいうのがあれば、男女共同参画推進室の方にご提案いただけたらいいかなと思います。

事務局・・・そしたら3月中ぐらい4月中ぐらいでもいいので、相手さんの部署のちよっと予定とも調整しながら懇話会の日程もまだ決まってないので、まだ大丈夫だと思いますのでご意見あればよろしくお願いします。

会長・・・それではそういうことで何か言い残したことはございませんでしょうか。

部長・・・その他まで終わりつつあって、予定の時間までまだ1時間ぐらいありますので、先ほどC委員さんは今年の懇話会を振り返ってという感想もいただきましたし、来年度やっぱりこんなことをテーマにしたいとか、6年度の事業計画もいつ頃やるよ、というだけしかなくて、何をやるかっていうのを実は男女共同参画室が毎回悩んでおります。そうしたことも含めてですね、やっぱりアンコンシャスバイアスをしっかりやろうであるとか、今年の懇話会を振り返ってとかですね、皆様から一言ずつ男女共同参画推進室に宿題をいただけるとまた新年度頑張れるのかなと思っております。軽い宿題でお願いいたします。よろしくお願いします。

会長・・・はいそれでは、こちらから何でも結構ですのでお願いいたします。

D委員・・・来年度の取組といたしまして、最後にお話がありましたこの条例制定に

ついでに協議、議論でありますとか、そういったものも市の行政のいろんな担当部署、来ていただいて意見交換、そういったことがちょっと個人的には楽しみかなと思っておりますのでまたよろしく願いいたします。

B委員・・・しっかり議論していただいて、プランとしてはかなりいいプランが出来たという感想を持っています。何より小委員会含めてきちっと議論していただいたというのが素晴らしいかと思えます。

E委員・・・ありがとうございました。条例が見えてきたというか、今回私も小委員会もやらせていただき、きっちり時間いっぱい12時過ぎまで、もう本当に今まで何回かこのプランの策定に関わってきたんですが、端から端まで本当に読ませていただいたのは初めてかなというぐらい、部長さんのおかげですごく明るいものに見えてきたなという力強いものを感じます。あとどうしてもそうなんですが、来年度の事業計画がどうしても遅く、スタートが6月だったのがだんだん7月とかになってきているので、仕方ないんですが、これがもうちょっとうまく計画できるように流れてくれると嬉しいのかなと思えます。さっきB委員もおっしゃったんですが、この他の部署との共催ができたので、それはこれからも懇話会に課の方がいろいろ来ていただいたら本当に自分たちの活動と、進めることと、その中にも男女共同参画の視点がいつも入っているというふうな講座というかこういうお勉強会になっていけば、本当にみんなにあって当たり前の人権の問題と一緒に染みていくのかなと思えました。よろしく願いします。

C委員・・・今喋りましたんで、もうパスでもいいんですが、私としましては、次のときに人権推進課の方に来てもらって、ぜひ条例策定についての結果やまたいろんな説明をまずは聞きたいなと思っております。よろしく願いします。

F委員・・・今回の懇話会で私はたくさん学ばせていただきましたし、たくさん意義のある会に出席できてとても良かったなと思っています。私からちょっと提案というか、こんなのがあったらいいなと思いの一つで、たくさんこの懇話会委員さん参加していただいている中で、例えば企業さんの銀行さんとかがいらっしゃるんですけど、生涯学習とか例えば子供に対しての金融知識とかお金に対してのサポートとかそういったこととか、銀行職場体験だとか、他の企業さんとかでもいいんですけど、女性行員さんとかってこうしてるんだよとか、活躍してるんだよみたいな話ですとか、その仕事に関することとかそういう体験とか勉強会みたいなものを子供に対して、小中学校とかの子たちにするようなことがあってもいいのかなと思って、そうすることでその男女共同参画の今の年代は私ぐらいの年代の人たちが注目してますけど、やっぱり若い子から知識をつけていってもらいたいと思うので、若い子たちもできるような体験とかを増やしてもらい

たいと思います。

G委員・・・1年間どうもありがとうございました。一つはB委員もおっしゃってて、他の団体とか共催でやることによって、いろんな幅の人が来てくれる、やっての悩みは来るメンバーがいつも同じだということがすごく悩みにもなっていると思いますので、今後そういうことを増やしていったらいいなと思うのが一つです。

そして条例に関しては、これはもうぜひ本当に議論していくべきだと思ってますし、以前私も一般質問をさせてもらった中で、機運の醸成をという機運の高まりを待つというのをおっしゃられたかと思うんですけども、条例が先で機運が高まるのか、機運が高まって条例をってどっちが先かみたいな話もありますし、今は個別の条例でいくのか包括的な条例でいくのかということも含めて考えていった方がいいというご意見でしたけども、世の中全体の様子を見てますとこの男女共同参画に関する条例というのは、ここ何年かでものすごく増えてきてまして今もう市町でいうと690とか700ぐらいで、以前の数字より増えてきているので、やっぱりそれができていってるということには、それなりのやっぱり理由があると思いますので、そのあたりも含めて、今後勉強していったらと思ってますのでまたよろしく願いいたします。

H委員・・・どうもありがとうございます。いつも出席させていただいてもう勉強させていただくばかりなので特段提案とかはないんですけど、先ほどの条例にも関してもそうですけど、こういうね、時代の流れに即した議論というのは継続していくことが一番異議あるというか大事ななというふうに思われますので、これをそういう条例の制定とかに繋がればいいんじゃないかなと思いますので、何事も継続していく持続していくことが大事ななと思いますので引き続きよろしく願いいたします。

I委員・・・1年間ありがとうございました。今年度初めて私も参加させていただいて、委員の皆さんとか、事務局の皆さんの意見とかお話を伺いしながらですね、勉強させていただいた1年だったというふうに感じております。特に提案ではなくて感想みたいなものになってしまうんですけども、またこういう場ですね、いろんな御意見を聞きながらあるいは意見を交わしながらですね、少しずつでも前へ進んでいくということも大事だと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。ありがとうございました。

J委員・・・1年間ありがとうございました。私は教育委員会の方から参加させていただいてるんですけども、また教育委員会の方と繋がって懇話会が活動できたらいいなって本当に思いますのでご協力できることがあれば一緒にやっていきたいなということと、あと一つ私も思ったんですけどこのパブリックコメントの男女共同参画という部

署の名前のことを書いてあったんですけど、やっぱり子供さん、特に男女共同参画と言ってもちょっとわかりにくいかなというのがあるのでもし子供さんにもわかりやすい名前にできたらもっと年齢の幅とかも関係なく親しんで興味持ってもらえるのかなというふうに少し思ったので、宿題かどうかわからないですけど、子供さんにもわかりやすくというのがあったらいいかなというふうに思いました。またよろしく願いいたします。

K委員・・・1年間すごく勉強させていただきました。個人的な興味というか、まちづくり条例のときにちょっと末席で、僕も人権の方で参加させてもらったんですけど、作ったときに前文がすごく重要ということで、それでそのときにやってくれたのが橋本市とかいろいろ資料で出してもらって、それでいろいろ検討した覚えがあったんで、一度そういうのもある程度、他の町の条例というのはどういうふうになっているのかとか、さっきおっしゃったみたいにここまでは和歌山市のあれでカバーできているから、ここまでそういうのもちょっとは見えるようにしていただけたらと、余計な宿題でちょっときついかもしれないですけど、そういうふうな感じで、よろしく願いします。

A委員・・・5 ページにプランの最終案の書き出しに SDGs の開発目標のゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」のターゲットを意識すると、そういう中で国の男女共同参画の計画を上位にして、県を上位にしながら、田辺市も計画作りを進めていかないといけないというのがベースになっておると思うんですが、それを踏まえまして7ページに基本理念の実現に向けた基本方針とかというふうなタイトルで、その中の基本方針の2にですね、女性が活躍できる環境づくり、これが重要なところかなと思っておるんです。間違いなければご認識いただければと思うんですが、県議会の方の女性議員の占める割合というのが、42人中3人で7.14%で、市は3人で20人定数の15%（※事務局注：現在は欠員3人のため17人の議員数でそのうち女性は3人）、県より優秀かなというふうにはその表現が合ってるかどうかは別にしまして、一つ特筆すべきは、隣町の上富田町が12人中3人の25%っていうふうになっておるんですね。どういうことかといいますと、基本的には方向性として時々出てくるのはイギリスのクォーター制度とかパリテ法というところパリの方で作られている法律で、個人的な考え方があると思うんですけど、イギリスみたいにこれだけは割り当てますよっていうことになると、底上げというんですか、そういうふうなことになると思いますんで、あくまでも均等にいきませんかっていうのが、不公平のないフランスのパリテ法かなと思っておるんです。ちょっと欠席させていただいておるときにずっと僕なりに資料を見てたのですけれども、例えばすいません、新聞の切り抜き等あるんですけど、まず直近で3月に上川さん、この方が国連の安全保障理事会の議長さんに就任された。もう一つこれは僕嬉しいなと思って見てたのが、五ノ井さん、自衛隊の女性の方の勇気ある発言の中で、これアメリカが勇気ある

女性の中に日本人が2人目として、国務省が授与されたというふうなことが、表現されておるんですね。合わせて2月には日弁連初の女性会長が、淵上さんという方が出てきましたよとか、これあげていきますと、枚挙にいとまがないんですけど例えば、日航の新社長の女性社長がTDAの東亜国内航空って白浜入っていたんですけども、その客室乗務員さんやっておられた方が本体というよりもTDA吸収合併という言い方は語弊あるかと思うんですけどその客室乗務員さんCAさんっていう方が社長に就任された鳥取さんという方だと思うんですけども、もう一つ共産党で新委員長に田村さんが就任されたとか言っていきますと結構時間かかりますので、その基本はやはり、赤松良子さん、女性活躍の道を開いたっていうふうなことで次に誰かがついてくれるように、この方の言葉が、長い列に加わると、その方が進めておるいうことの後ろについていく横に並びながらいくとか、ということも含めて一つの例として挙げられておりました。ですから、これからあくまでも基本的には女性比率を上げていきたいと思いますというふうな肩肘張ってやるんじゃないくて、それが自然にパリテ法のように自然に均等になっていくのが平等じゃなくて不公平っていうふうな流れが基本かなとこれ僕なりの考え方なんです参考にしていただければと思います。少し長くなりました。失礼します。

L委員・・・はい最後に回ってきたんでもうほとんど私も一つ二つ考えてたことは出たしまったかなということで、特に皆さんと同じであります。しっかり勉強せなあかなくなっていくふうに思うところも多々あります。ただ一つ思うのは先ほどからも出た男女とかそういうふうなことだけにとられるのではなくて、この後の企画にも多くの皆さんとか、また若い子供からお年寄りとか、そういった幅の広い方に参加という形ではなくても、興味を持ったり、そういうふうに関心を持っていただけるような企画が何かできたらなというふうには考えてますので、またその辺で協力できることがあれば企画として提案させていただきたいなというふうに思います。以上です。

会長・・・ありがとうございました。私は来年もこのまま続けていけるかという、ちょっと来年が重くなりそうな、いろいろ考えておりました。先ほどA委員さんからお話ありましたクォーター制につきましてですね、いろんな考え方があると思うんですけども、日本に考えると男女同数。年配者に女性が多いので、女性の方が多く感じるんですけども男女同数ということできてるので、それを考えると、どこの場でも条件的には男女同数になって当たり前かなっていうのは思います。私の中でも女性がなぜそんなとこまでというのはやっぱり残ってるんですけど、もう昔からもそういう中で育つてますからそういうのは私達は植え付けられたものがあるのかなっていうのがすごく最近感じるようになりました。何がいいかわからないんですけども、その国とか地方によっても違うでしょうし、ただやっぱり今まで、極端に少なかったところに五分五分で人数を揃えるというときにはちょっと乱暴でも、クォーター制を取り入れてうま

